老人医療が無料に

七〇才以上の高令者を対象

高令者の健康保持増進と医療費負担を軽減することにより老後の生活安定を図るため町では、医療保険に加入している七十才以上の老人を対象に医療費の十割給付を四月一日から実施しております。十割給付を受けられる対象者及び給付は次のとおりです。

❶国民健康保険被保険者の場合

▽満七〇才になった日の属する月の翌月から受給資格が生じます。

▽受給資格が生じた場合は、役場住民課窓口に国保の被保険者証を持参して受給資格の確認を受けてください

▽以上の手続きの済んだ国保の被保険者証によって診療を受けた場合は無料で受診できます。

❷国保以外の医療保険に加入している被扶養者の場合

▽横芝町の住民であることが必要です。

▽満七〇才になった日の属する月の翌月から受給資格が生じます。

▽国保加入者とは異り、医療機関に支払う一部負担金（医療機関の窓口で支払う金）は、一担本人が支払いその一部負担金の額から附加給付等があればその額を差し引いた額で給付されます。この場合、役場に用意してある用紙（高令者医療助成申請書）を持参して医師の証明をもらい印かんを持参のうえ住民課窓口に提出して下さい。尚、診療を受けた本人以外の方が持参する場合は委任状（助成申請書裏面）が必要です。

※尚、各種医療保険の給付対象外のものについては支給されません。

高令者医療費の無料化にあたってのお願い

◎四月一日以前の受診は、いままでどおり七割給付です

◎例えば往診時の際の規定外の車代や入院時の差額部屋代は給付の対象から除かれます。

◎次のような場合は、住民課窓口に届け出て下さい。

▽他市町村に転出するとき、

▽現在加入している健康保険から他の健康保険に異動した場合等。

◎受診するに当って

▽受診するときは必らず被保険者証を持参下さい。

▽治療は医師にまかせ、無料だからといって、あれこれ注文することはやめましょう。

▽医師を信頼して指示に従い同じ病気やケガでみだりに医師を変えることはやめましょう。

議会だより

三月の町定例議会

新年度予算など二十五議案を可決

三月の定例議会は、年度末もさしせまった十一日に招集されました。予算議会とあって、会期は招集の日から三月二十四日までの十四日間と定められ、会議は、十一、十七、二十一日の三日にわたって開かれました。

この定例議会では、昭和四十七年度の町の事業の基となる一般会計予算案、特別会計予算案をはじめ、二十七件の議件が提案され、慎重審議の結果、議員発議による「町議会議員選挙区条例を廃止する条例」案が否決になったほかは、各議案共に可決されました。その概要は次のとおりです。

▼議案第一号　議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について（議会議員の報酬を、昨年十二月一日から、議長、月額四四、〇〇〇円、副議長、同三五、〇〇〇円、議員、同三三、〇〇〇円に、六月に支給する期末手当の率を、報酬月額の百分の百十に引上げるもの、町議会に出席する議員の費用弁償を一、五〇〇円と定めるもの）

▼議案第二号　特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町の三役の給料を、昨年の十二月一日から、町長、一八〇、〇〇〇円、助役、一四五、〇〇〇円、収入役、一三五、〇〇〇円に、六月に支給する期末手当の率を、給料月額の百分の百七十に引上げるもの）

▼議案第三号　横芝町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について（教育長の給料を、昨年の十二月一日から、一二〇、〇〇〇円に引上げるもの）

▼議案第四号　昭和四十六年度横芝町一般会計補正予算議定について（歳入歳出ともに三百九十八万六千円を追加し、予算総額を五億六千九万一千円とするもの）

▼議案第五号　昭和四十六年度横芝町国民保養センター特別会計補正予算議定について（歳入の不足額＜使用料＞を、一般会計繰入金三十九万九千円をもって補うもの）

▼議案第六号　山武郡市広域行政組合規約の一部を改正する規約の制定について（郡内の二つの伝染病隔離病舎組合を統合し、その事務を広域行政組合が行なうこととするため、規約を改正するもの。当町は東陽病院組合に加入しているため適用除外）

▼議案第七号　八日市場市外三町消防組合規約の一部を改正する規約の制定について（組合の事務所の位置を組合消防本部の建設に伴って、八日市場市ホ三、三五一番地に変更するもの）

▼議案第八号　横芝町基本構想を定めることについて（地方自治法の規定に基いて、横芝町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるもの）

▼議案第九号　横芝町職員定数条例の一部を改正する条例制定について（横芝町職員の定数を、町長事務部局一〇四人、教育事務部局二九人とし、議会事務部局職員専任一人、町長事務部局との兼任一人とするもの）

▼議案第十号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（特別職の職員で非常勤のものの報酬を、四月一日から、選挙管理委員会委員長、月額五、〇〇〇円、同委員、同四、〇〇〇円、教育委員会委員長、月額八、〇〇〇円、同委員、同七、〇〇〇円、農業委員会会長月額八、〇〇〇円、同委員同七、〇〇〇円、監査委員月額四、〇〇〇円、固定資産評価審査委員会委員、日額二、〇〇〇円、投票管理者、選挙長、日額二、〇〇〇円、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、日額一、八〇〇円、町医、校医、歯科校医、年額二八、〇〇〇円、学校薬剤士、年額六、〇〇〇円、老人ホーム嘱託医、月額一四、〇〇〇円、中央公民館分館長、年額一二、〇〇〇円、地区総務員年額、基本報酬四、〇〇〇円と担当戸数一戸につき五一〇円、納税組合長、年額基本報酬四、〇〇〇円と納税義務者一人につき二五〇円、その他、附属機関の委員にあっては、日額一、五〇〇円に引上げるもの）

▼議案第十一号　横芝町消防団条例の一部を改正する条例制定について、（消防団員の定数を五七一人に縮少し、報酬を、年額、団長二八、〇〇〇円、副団長二一、〇〇〇円、分団長一四、〇〇〇円、部長八、六〇〇円、班長三、四〇〇円、団

関連記事次頁へ